

確認しよう固定資産税のこと

■期限までに納付を

町では、本年度の課税対象となる資産を所有する人（賦課期日：令和5年1月1日）に固定資産税の納税通知書を送付します。4月中旬までに送付される同通知書の内容を確認し、期限までに納付をお願いします。

※所有する資産が全て課税減免や免税点未満となった人には、納税通知書は送付しません。

▽納期限

▼第1期：5月1日

▼第2期：7月31日

▼第3期：11月30日

▼第4期：来年1月31日

■納付書のQRコードから支払いができます

今回、納税通知書などの様式を変更し、納付書に支払い専用のQRコードを印字しました。スマートフォンなどで読み取ることができ、簡単に税金を納めることができます。

使用方法などの詳しい内容は「地方税お支払いサイト」(下記QRコード)からご確認ください。



■3日から縦覧を行います

令和5年度の「土地・家屋等縦覧帳簿」の縦覧を行います。

この縦覧制度は、納税者が所有する固定資産の価格が適正かどうかを確認するために、固定資産の価格や面積などの情報を他と比較して見ることができ、(本人以外の所有者の情報や課税内容は非公開)制度です。

▽縦覧期間 4月3日～5月1日 (土・日曜日は除く)

▽時間 午前8時半～午後5時15分

▽場所 町税務課

▽縦覧できる人 納税義務者、納税管理人、代理人など

▽持ち物 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など)、委任状(代理人のみ)

◆問い合わせ 町税務課資産税係 (☎82-3111内線113、114、118)へどうぞ。



農業労賃等標準額を改定しました

令和5年度の町農業労賃等標準額が右表のとおり決まりました。適用期間は4月1日から来年3月31日までです。次の留意事項も併せてご確認ください。

▷留意事項 ▶人力の部の実働時間が1日8時間を越えた場合は1時間単位で超過額を加え、8時間未満の場合は1時間当たりの金額を854円とする▶機械の部の標準額には全てオペレータ賃金と燃料代を含む▶湿田の耕起、刈り取り脱穀(コンバイン)は、10㍍当たり1,200円増し▶刈り取り結束の結束用縄代は委託者負担▶5㍍未満の代かきは、1割増し▶もみの運搬費用は10㍍当たり1,200円▶牧草こん包(ロールベアラ)の基準は1㍍×1㍍▶牧草ラッピングはラップフィルム代を含む▶標準額には消費税や地方消費税は含まれていない▶農地の地理的条件や作業条件による増減額は、受託者と委託者が協議して決める▶その他の詳しい内容は両者の話し合いで決める

◎農地を取得する際の下限面積が廃止

農地法の改正によって、4月から農地の権利を取得する際の要件とされていた「下限面積」が廃止になりました。農地全体を耕作することや周辺の農地に影響を与えないことなどの要件は変わりませんので、詳しい内容はお問い合わせください。

◆問い合わせ 町農業委員会事務局(☎82-3111内線217)へどうぞ。

◆人力の部

種別	金額	標準額 (1日8時間)	超過額 (1時間当たり)
水田作業		6,900円	1,100円
畑作業		6,900円	1,100円

※適用期間中に岩手県最低賃金が改正された場合は、標準額を最低賃金以上の額としてください。

◆機械の部

種別	使用機械・区分	単位	標準額	
水田作業	耕起 代かき	耕運機とトラクター	10㍍	6,700円
			7,600円	
	くろめり	くろめり機	1㍍	70円
	刈り取り結束 刈り取り脱穀	田植機	10㍍	7,300円
				8,100円
		コンバイン	10㍍	16,600円
8,400円				
乾燥機	1時間	10㍍	4,500円	
			5,600円	
畑作業	全般	耕運機とトラクター	10㍍	6,500円
			13,300円	
	大豆刈り取り 種まき	汎用コンバイン	10㍍	3,400円
				10,000円
	刈り取り 牧草こん包	コーンハーベスター	1個	1,800円
				1,800円
ラッピング	ラッピングマシン	10㍍	3,500円	
			1,200円	
たい肥散布 薬剤散布	マニアスプレッター 噴霧器(薬剤別途)	10㍍	1,700円	
			1,700円	